

# C 任意後見制度における 中核機関の役割

C 任意後見制度における中核機関の役割

## 広報機能

- 勉強会、講座等の開催
- 任意後見制度を説明するためのツールの準備

## 相談機能①

- わかりやすい説明
  - わかりやすいツールの準備
  - 説明し忘れることが無いよう、必ず伝えることをチェック
- 相談したいと思ったエピソードの確認
  - すでに物忘れが始まっている場合の対応
    - 補助の申立の支援、即効型
  - 病院や施設に、任意後見契約を条件とされている場合

## 相談機能②

- 第三者との契約を望む場合
  - 複数の相談先の紹介、本人が選択することへの支援
  - 専門職団体との連携
- 親族や知人との契約を望む場合
  - 監督人の報酬の発生についての説明
  - 他にも親族がいる場合の注意点（適正プロセス）

## 相談機能③

- 契約締結までの伴走
  - 本人の契約内容の決定への支援
  - 説明が理解できているか
  - 意向を伝えられているか
  - 本人のペースで考えられているか

※契約書案について、受任候補者以外の第三者に相談できる仕組みを持てると安心

MEMO

## 利用促進機能（発効までの場面）①

- 見守り契約における、受任者と地域の連携
  - 本人がどのような生活を送っているか、把握できるように支援（本人らしさの継続のため）
  - 判断能力低下の状態を把握できるように支援
- 本人の意向の確認
  - 不安に思っていることはないか
  - 解除したいと思っていないか

## 利用促進機能（発効までの場面）②

- 任意後見受任者への苦情や不信がある場合
  - 事実の確認（できるかぎり）
  - 本人の意向確認
  - 専門職の場合は専門職団体への情報提供、指導の要請
  - 親族や知人の場合は、虐待通報の検討

※必要に応じて、解除の支援や法定後見申立ての検討を実施する。協議会等にいる専門職からのアドバイスも受けながら、組織決定していくことが求められる。

## 後見人支援機能

- 専門職や親族が、本人の支援において分からないことがある場合に相談を受ける
- 本人や福祉・介護の支援者が、後見人とチームを編成できない場合の支援
- 死後の事務についての情報提供

# 新宿区成年後見センター(新宿区社会福祉協議会)

## (社会福祉協議会が任意後見人となる事業の取組例)

### ■ 任意後見事業(平成30年4月～開始)

新宿区社協が法人として任意後見契約を締結。契約締結後、社協職員が定期的に見守り訪問を実施。判断能力が低下した場合には、家裁に任意後見監督人選任の申立を行い、任意後見契約に基づき支援。

### ■ 事業の内容

見守り訪問  
(必須)

担当者が自宅を訪問(月1回)、健康状態や困りごとの確認(判断能力が低下した場合、任意後見監督人の選任申立てを検討)。利用料: ¥1,000/時間

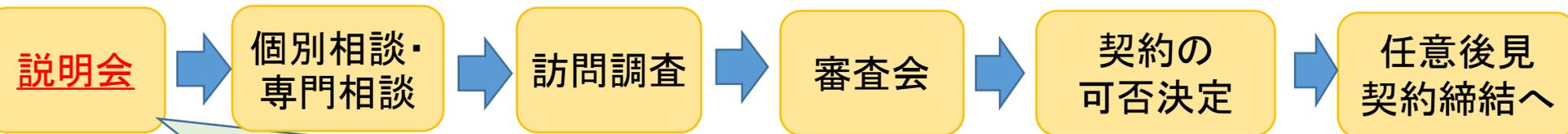
日常的金銭支払支援等  
(任意)

判断能力は低下していないが、身体的に銀行に行ったり、支払を行ったりするのが困難な場合や、入院・入所中の支援が必要な場合。利用料: ¥1,000/時間

任意後見契約の締結  
(必須)

判断能力が低下して支援が必要になれば、家裁に任意後見監督人選任を申立。監督人の選任後、新宿区社協が任意後見人としてあらかじめ締結した契約に基づき、本人の福祉サービス等の契約手続や財産管理を行う。  
任意後見業務報酬: 契約書で定めた金額(管理財産額に応じて¥10,000～/月)  
※別途、任意後見監督人の報酬あり

### ■ 事業利用までの流れ



#### 「任意後見事業説明会」

⇒ 住民に向けて事業内容や利用方法を丁寧に分かりやすく説明。年数回開催、1回当たり数十名が参加。